

京都市地域防災計画の修正案について

1 概要

本市では、「子育て・教育環境日本一」を実現するため、平成29年4月に「子ども若者はぐくみ局」を創設しました。これに伴い、防災に係る分担任務の一部移管のほか、法改正、国の計画等の変更を踏まえ、京都市地域防災計画について、以下のとおり修正等を行います。

2 主な修正内容

(1) 子ども若者はぐくみ局の創設に伴う修正（全編）

地域防災計画における保健福祉局の分担任務のうち、要配慮者支援に関する事項の一部を移管。

〔例・妊産婦等福祉避難所の運営体制の整備
・保育園、児童館等における援護体制の整備 等〕

(2) 法改正、国の計画等の変更に伴う修正

ア 南海トラフに関連する情報（震災対策編）

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（H29.11.1）に伴い、「第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画」に、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時に、関係局等に連絡し、情報収集連絡体制を強化することを規定。

同時に「東海地震に関連する情報」は発表されなくなったため、同情報発表時の対応を規定していた「第6章 警戒宣言の発令に伴う対応計画」を削除。

イ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の義務化（一般災害対策編）

水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6.19）に伴い、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成し、市長に報告することを規定。

ウ 地域内輸送拠点の開設（震災対策編）

修正された防災基本計画（H29.4.11）において、緊急輸送活動のために市町村が開設することとされている「地域内輸送拠点」について、既存の公共施設及び協定等に基づき提供される民間事業者の施設を臨時的に活用することを規定。

エ 避難準備情報等の名称変更（震災対策編，一般災害対策編）

災害時に避難を呼びかける「避難準備情報」等の名称変更（H28.12.26）及び「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H29.1.31）に伴い，以下のように修正。

修正前		修正後	
避難準備情報	⇒	避難準備・高齢者避難開始	
避難勧告		避難勧告	
避難指示		避難指示（緊急）	

オ 原子力災害対策指針の改正（H29. 7. 5）に伴う修正（原子力災害対策編）

原子炉施設の警戒事態（A L：Alert）について，地震・津波等の自然災害に対する要件を見直し。

（例・地震発生箇所について，所在道府県（福井県）から
所在市町村（おおい町）へ 等）

また，実用発電用原子炉の緊急時活動レベル（E A L：Emergency Action Level）について，施設敷地緊急事態（S E：Site Emergency）及び全面緊急事態（G E：General Emergency）に係る記載を変更。

カ 国の防災基本計画の修正（H29. 4. 11）に伴う修正（原子力災害対策編）

「原子力災害対策マニュアル」の改訂等を踏まえ修正された，防災基本計画の修正箇所の反映。

（例・現地での具体的な避難等の実施方針の作成・共有 等）

(3) その他

ア 指定緊急避難場所に関する記述の追加（一般災害対策編）

住民等が，水害・土砂災害から身を守るため，立退き避難を行う指定緊急避難場所について，開設・運営方法を規定。

イ 水防計画に関する情報の補足（一般災害対策編）

水防計画作成の手引き（水防管理団体版）における必須事項を追記。

〔例 水防活動時の安全確保のための配慮
水位等観測データ欠測時の周知及び早期復旧
水防資器材不足時の国又は京都府への協力依頼 等〕

※本市では、地域防災計画（一般災害対策編）の「第２章第１節 水害予防」及び「第３章第３０節 水防活動」を、水防法に基づく水防計画としている。

ウ 原子力災害医療体制の整備に伴う修正（原子力災害対策編）

原子力災害医療体制の整備に伴い、以下のように修正。

修正前		修正後
初期被ばく医療機関	⇒	原子力災害医療協力機関
二次被ばく医療機関		原子力災害拠点病院
三次被ばく医療機関		高度被ばく医療支援センター及び 原子力災害医療・総合支援センター

エ 原子力災害対策編に係る関係細部計画の修正

「京都市環境放射線モニタリング計画」及び「京都市水道対策計画」について、山間地域の水道を京都市水道事業に統合したことに伴う修正。

「原子力災害避難計画」について、避難退域時検査場所の追加等の避難経路図の修正及び原子力災害対策指針の改正に伴う修正。